

徳島県告示第五百九十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

（西由岐加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

海部郡美波町西由岐字東九〇 津田 好一

同 八三 寺口 英治

2 加入区

西由岐加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

由岐漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年十一月二十一日から同年十二月五日まで

2 縦覧場所

海部郡美波町港町字西二九番地

由岐漁業協同組合

（東由岐加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

海部郡美波町東由岐字大池一四六一〇 由岐中 勇二

同 一七〇―一五 川西 幸作

2 加入区

東由岐加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

由岐漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年十一月二十一日から同年十二月五日まで

2 縦覧場所

海部郡美波町港町字西二九番地

由岐漁業協同組合